



浄化槽の適切な管理を

浄化槽の適切な管理のために、保守点検、清掃、法定検査が浄化槽法により義務付けられています。

○**保守点検** 浄化槽が正常に動いているかどうかを点検することは、故障の把握や清掃時期を判断するうえで重要です。県の登録を受けた保守点検の専門業者に依頼して、定期的に保守点検を実施してください。

〈登録事業者の問合せ先〉

岐阜地域環境室(岐阜県庁内) ☎272-1111(内線3245)

○**清掃** 浄化された水は外に放流されますが、紙などの固形物は底部にたまりまますので、年1回以上清掃しなければなりません。町の許可業者に依頼してください。

〈町許可業者〉松南(株) ☎274-3224

○**法定検査** 浄化槽を設置している方は、浄化槽の水質に関する検査を毎年1回受けなければなりません。県の指定機関に申し込んで検査を受けてください。

〈指定検査機関〉

岐阜県環境管理技術センター ☎276-0321

適正な維持管理を続けていくためには、保守点検業者による保守点検・清掃・法定検査の契約をそれぞれすることとなりますが、これらをまとめた契約(らくらく一括契約)をされると個々に契約する煩わしさがなくなり、たいへん便利です。

【らくらく一括契約問合せ先】

県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会 ☎276-0306



毎月19日は食育の日

今月のテーマ

秋の味覚

栗やさつまいもといえば、秋の味覚の定番。そのまま食べても天然の甘味でおいしく、またビタミン、たんぱく質、食物繊維も豊富で、子供のおやつにぴったりです。実りの秋に感謝して、旬の食材を楽しみましょう。



ぎふ食育キャラクター
マロミン

10月17日(火)~23日(月)は「薬と健康の週間」です。

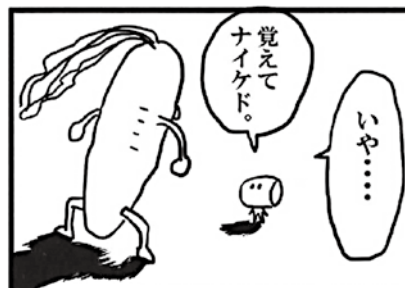
薬は、正しく使えば健康を守るための非常に強い味方となりますが、その使用方法を一つ間違えると、思わぬ副作用を引き起こしたりします。

医薬品は、使用上の注意をよく読み、使用量、使用方法などを守り、正しく使用しましょう。

岐阜羽鳥警察署公認特殊詐欺撲滅減キャラクター

だまされんこんによる4コマ漫画

巧みな演技に！だまされんこん



【問合せ先】岐阜羽鳥警察署 生活安全課 ☎387-0110

※特殊詐欺とは…不特定の高齢者などに対して、対面することなく、電話・FAX・メールを使って行う詐欺



赤い羽根共同募金にご協力を

10月1日から「赤い羽根共同募金運動」が始まります。皆様のご協力をお願いします。

【問合せ先】
岐阜県共同募金会
笠松町分会
☎387-5332

